

VIII

KAMの記載、「その他の記載内容」など 監査基準等の改訂への 実務対応ポイント

EY新日本有限責任監査法人
公認会計士

渡辺 一生

【この章のエッセンス】
●2022年3月期決算は、監査報告書において「監査上の主要な検討事項」(Key Audit Matters)以下、「KAM」というのが報告される2年目となる。経営者は有価証券報告書(以下、「有報」という)等の開示を「層充実させ、監査人は会社や会社を取り巻く環境等を含む、会社固有の情報」を反映したKAMを記載することで、財務諸表利用者に対するより有益な情報提供になると考える。

●財務諸表以外の開示情報に対する監査人の役割明確化、および監査報告書における情報提供充実の観点で、2022年3月期決算から、

監査報告書に「その他の記載内容」の区分が新設され、監査人の作業の結果等が記載される(監査基準の令和2年改訂)。

本章では、まず、2021年3月期決算におけるKAMの動向を分析し、2022年3月期決算以降におけるKAMの記載に関する留意事項について解説する。次に、「その他の記載内容」について、監査基準の改訂の概要とともに、監査のスケジュールなどの留意事項について解説する。最後に、会計上の見積りに関する開示の取組みについて解説する。

なお、本文中KAMの開示分析に係る部分は、本誌2021年10月10

日号(No.1624)第2特集の掲載を参照した内容となっており、また、文中意見に係る部分は、筆者の私見であることをあらかじめご了承いただきたい。

強制適用2年目以降におけるKAMの記載

(1) 強制適用初年度のKAMの動向

2021年3月期決算よりKAMが強制適用となり、金融商品取引法に基づく監査報告書においてKAMが報告されている。KAMの候補の絞り込みにおいては、重要な虚偽表示リスクが高い領域、経営者の重要

な判断を伴う領域(不確実性が高い会計上の見積りを含む)、当年度の重要な事象または取引等を考慮して、特に注意を払った事項が決定される。そのため、取引が複雑であったり、金額の算定に判断や複雑性が伴う事項がKAMになる可能性が高くなる。

実際に、2021年3月期決算会社2,500社のKAMを項目別に分析すると、連結財務諸表の監査(以下、「連結監査」という)、個別財務諸表の監査(以下、「個別監査」という)ともに、固定資産の評価やのれんの評価、繰延税金資産の評価、投融資の評価等、会計上の見積りに関連する項目が多くなっていた。また、収益認識をKAMとしている事例についても、会計上の見積りを伴う工事進行基準について記載している会社が多かった。さらに、連結監査、個別監査ともに、KAMの総数の約30%が、KAMの内容および決定理由のなかでコロナ禍について記載しており、企業をとりまく環境として、コロナ禍の影響を反映している項目が多かった。